



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年4月14日金曜日 第2865号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県ふぐ取扱者条例施行規則の一部を改正する規則..... (薬務衛生課) ... 272

告 示

- 落札者等の告示..... (情報政策課) ... 280
- 登録研修機関の登録..... (長寿介護課) ... 280
- 土地改良事業の工事の完了..... (農地整備課) ... 280
- 保安林の指定の解除..... (森林整備課) ... 280
- 保安林の指定施業要件の変更 (3 件) (") ... 280
- 落札者等の告示..... (砂防課) ... 281
- 公共測量の終了の通知 (3 件) (道路維持課) ... 281
- 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し..... (会計課) ... 282
- 土地改良区役員の就退任の届出 (4 件) (東予地方局農村整備課) ... 282
- 土地改良区の定款変更の認可 (3 件) (") ... 283
- 土地改良区役員の就退任の届出 (5 件) (中予地方局農村整備第一課) ... 283
- 土地改良区役員の住所の変更の届出..... (") ... 284
- 土地改良区役員の就退任の届出 (2 件) (南予地方局農村整備課) ... 284

公 告

初動捜査支援システムの借入れ..... (警察本部会計課) ... 285

労働委員会告示

あっせん員候補者の公示..... (労働委員会事務局) ... 286

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第25号

愛媛県ふぐ取扱者条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県ふぐ取扱者条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 愛媛県ふぐ取扱者条例施行規則（昭和28年愛媛県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>愛媛県ふぐの取扱いに関する条例施行規則 (試験公告)</p> <p>第 1 条 愛媛県ふぐの取扱いに関する条例（昭和27年愛媛県条例第63号。以下「条例」という。）第4条の規定によるふぐ取扱者試験（以下「試験」という。）を行うときは、期日、場所、<u>受験願書の締切期日</u> <u>その他試験施行について必要な事項を、その度</u> に公告する。</p> <p>(免許証の再交付申請)</p> <p>第 8 条 条例第7条第2項の規定により免許証の再交付を受けようとする者は、別記様式第5号による再交付申請書に条例第14条第</p>	<p>愛媛県ふぐ取扱者条例施行規則 (試験公告)</p> <p>第 1 条 愛媛県ふぐ取扱者条例 _____（昭和27年愛媛県条例第63号。以下「条例」という。）第4条の規定によるふぐ取扱者試験（以下試験 _____ という。）を行うときは、期日、場所<u>及び受験願書の締切り期日、</u> <u>その他試験施行について必要な事項を、そのたびに</u> に公告する。</p> <p>(免許証の再交付申請)</p> <p>第 8 条 条例第7条第2項の規定により免許証の再交付を受けようとする者は、別記様式第5号による再交付申請書に条例第14条第</p>

3号の免許証再交付手数料及び免許証の記載事項に変更を生じた場合又は免許証を毀損した場合にあつては当該免許証を添えて知事に提出しなければならない。

第9条 省略

(ふぐの取扱所の届出)

第9条の2 条例第10条の2第1項の規定によるふぐの取扱所の届出は、別記様式第6号の2による届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 主たるふぐ取扱者の免許証の写し
- (2) 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条各号に掲げる営業にあつては、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の許可を受けていることを証する書類(以下「営業許可証」という。)の写し
- (3) 食品衛生法施行令第35条各号に掲げる営業以外の営業にあつては、営業設備の概要及びふぐの取扱所付近の見取図

2 条例第10条の2第2項の規定による変更の届出は、別記様式第6号の3による届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 条例第10条の2第1項第1号又は第3号に掲げる事項に変更を生じた場合にあつては、当該ふぐの取扱所に係る次条の届出済証
- (2) 条例第10条の2第1項第3号又は第5号に掲げる事項(ふぐの取扱所の名称を除く。)に変更を生じた場合であつて、営業の種類(同号に掲げる事項に変更を生じた場合にあつては、変更後の営業の種類)が食品衛生法施行令第35条各号に掲げる営業であるときは、営業許可証の写し
- (3) 条例第10条の2第1項第4号に掲げる事項に変更を生じた場合にあつては、変更後の主たるふぐ取扱者の免許証の写し
(届出済証の様式)

第9条の3 条例第10条の3第1項の届出済証は、別記様式第6号の4による。

(紛失等の届出書)

第9条の4 条例第10条の3第3項の規定による紛失等の届出は、別記様式第6号の5の届出書に届出済証を毀損した場合にあつては当該届出済証を添えてしなければならない。

(廃業等の届出書)

第9条の5 条例第10条の4の規定による廃業等の届出は、別記様式第6号の6の届出書によらなければならない。

様式第3号(第6条関係)

省略	
資格	愛媛県ふぐの取扱いに関する条例(昭和27年愛媛県条例第63号)第4条の規定によるふぐ取扱者試験に合格した者 省略
省略	
注意1~3	省略
4	次に掲げる書類を添付してください。 (1) 愛媛県ふぐの取扱いに関する条例第4条の規定によるふぐ取扱者試験の合格証書の写し若しくは合格証明書又は他の都道府県において条例に基づきふぐの取扱いの免許等を受けていることを証する書類 (2)・(3) 省略

3号の免許証再交付手数料 _____ を添えて知事に提出しなければならない。

第9条 省略

様式第3号(第6条関係)

省略	
資格	愛媛県ふぐ取扱者条例 _____ (昭和27年愛媛県条例第63号)第4条の規定によるふぐ取扱者試験に合格した者 省略
省略	
注意1~3	省略
4	次に掲げる書類を添付してください。 (1) 愛媛県ふぐ取扱者条例 _____ 第4条の規定によるふぐ取扱者試験の合格証書の写し若しくは合格証明書又は他の都道府県において条例に基づきふぐの取扱いの免許等を受けていることを証する書類 (2)・(3) 省略

愛媛県収入証紙貼付欄

省略

省 略	る の 免 許 を 与 え	り ふ く 取 扱 者	十 三 号 に よ	媛 県 条 例 第 六	和 二 十 七 年 愛	す る 条 例 （ <u>昭</u>	の 取 扱 い に 関	省 略	愛 媛 県 ふ ぐ	三 関 係 ）	第 六 号 の	号 様 式	様 式 第 五	条 の 二、	条、 <u>第 九</u>	条、 <u>第 八</u>	（ <u>第 七</u>	様 式 第 四 号
--------	---------------------------------	----------------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	--------------------------------	----------------------------	--------	-----------------------	------------------	------------------	-------------	------------------	--------------	-------------------	-------------------	------------------	-----------------------

様式第5号（第8条関係）

省略

1～4 省略

注意 免許証（別記様式第4号）の記載事項に変更を生じた場合又は免許証を破り、若しくは汚した場合は、当該免許証を添付してください。

様式第7号（第10条関係）

（表）

省略

写 真 貼 付

（裏）

この証を携帯する者は、愛媛県ふぐの取扱いに関する条例（昭和27年愛媛県条例第63号）により立入検査をする職権を持つ者で、その関係条文は次のとおりであります。

省略

省略

愛媛県収入証紙ちよう付欄

省略

省 略	る の 免 許 を 与 え	り ふ く 取 扱 者	十 三 号 に よ	媛 県 条 例 第 六	和 二 十 七 年 愛	取 扱 者 条 例 （ <u>昭</u>	省 略	愛 媛 県 ふ ぐ	一 関 係 ）	条	（ <u>第 七</u>	様 式 第 四 号
--------	---------------------------------	----------------------------	-----------------------	----------------------------	----------------------------	-------------------------------------	--------	-----------------------	------------------	---	------------------	-----------------------

様式第5号（第8条関係）

省略

1～4 省略

様式第7号（第10条関係）

（表）

省略

写 真 ち よ う 付

（裏）

この証を携帯する者は、愛媛県ふぐ取扱者条例（昭和27年愛媛県条例第63号）により立入検査をする職権を持つ者で、その関係条文は次のとおりであります。

省略

省略

第2条 愛媛県ふぐ取扱者条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第6号の次に次の5様式を加える。

様式第6号の2（第9条の2関係）

ふぐ取扱所届出書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

ふぐの取扱所	名 称	
	所 在 地	
主たるふぐ取扱者	氏 名	
	免許番号	第 号
営業の種類	<input type="checkbox"/> 飲食店営業 <input type="checkbox"/> 魚介類販売業 <input type="checkbox"/> 魚肉練製品製造業 <input type="checkbox"/> 総菜製造業 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

- 注意 1 □のある欄は、該当する□にレ印を付してください。
- 2 次に掲げる書類を添付してください。
- (1) 主たるふぐ取扱者の免許証（別記様式第4号）の写し
 - (2) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条各号に掲げる営業にあつては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けていることを証する書類の写し
 - (3) 食品衛生法施行令第35条各号に掲げる営業以外の営業にあつては、営業設備の概要及びふぐの取扱所付近の見取図

様式第6号の3（第9条の2関係）

ふぐ取扱所変更届出書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

ふぐの取扱所	名 称	
	所在地	
変更事項		
変更前		
変更後		
変更年月日	年 月 日	

注意 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 愛媛県ふぐの取扱いに関する条例（昭和27年愛媛県条例第63号）第10条の2第1項第1号又は第3号に掲げる事項に変更を生じた場合にあつては、当該ふぐの取扱所に係るふぐ取扱所届出済証（別記様式第6号の4）
- (2) 愛媛県ふぐの取扱いに関する条例第10条の2第1項第3号又は第5号に掲げる事項（ふぐの取扱所の名称を除く。）に変更を生じた場合であつて、営業の種類（同号に掲げる事項に変更を生じた場合にあつては、変更後の営業の種類）が食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条各号に掲げる営業であるときは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けていることを証する書類の写し
- (3) 愛媛県ふぐの取扱いに関する条例第10条の2第1項第4号に掲げる事項に変更を生じた場合にあつては、変更後の主たるふぐ取扱者の免許証（別記様式第4号）の写し

様式第6号の4（第9条の2、第9条の3、様式第6号の3、様式第6号の5、様式第6号の6関係）

第 号

ふぐ取扱所届出済証

- 1 届出者の氏名又は名称
- 2 ふぐの取扱所の名称
- 3 ふぐの取扱所の所在地

上記のふぐの取扱所は、愛媛県ふぐの取扱いに関する条例（昭和27年愛媛県条例第63号）第10条の2の規定による届出がなされたふぐの取扱所であることを証する。

年 月 日

愛媛県知事



様式第6号の5（第9条の4関係）

ふぐ取扱所届出済証紛失等届出書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

ふぐ取扱所届出済証	番 号	第 号
	交付年月日	年 月 日
ふぐの取扱所	名 称	
	所 在 地	
届出の理由		<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損
理由の生じた年月日		年 月 日

注意 1 のある欄は、該当するにレ印を付してください。

2 ふぐ取扱所届出済証（別記様式第6号の4）を毀損した場合にあつては、当該ふぐ取扱所届出済証を添付してください。

様式第6号の6（第9条の5関係）

ふぐ取扱業者廃業等届出書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

氏 名

電話番号

届出の理由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 合併による法人の消滅 <input type="checkbox"/> 破産手続開始の決定による法人の解散 <input type="checkbox"/> 合併及び破産手続開始の決定以外の理由による法人の解散 <input type="checkbox"/> ふぐ取扱業の廃止
理由の生じた年月日	年 月 日
ふぐ取扱業者と届出者との続柄	
注意 1 <input type="checkbox"/> のある欄は、該当する <input type="checkbox"/> にレ印を付してください。 2 ふぐ取扱所届出済証（別記様式第6号の4）を添付してください。	

附 則

- 1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出され、又は交付している改正前の愛媛県ふぐ取扱者条例施行規則様式第3号、様式第4号及び様式第7号の規定による書類は、改正後の愛媛県ふぐの取扱いに関する条例施行規則様式第3号、様式第4号及び様式第7号の規定による書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第419号

次のとおり落札者を決定した。

平成29年 4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・支援及び利用支援業務一式	愛媛県企画振興部政策企画局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成29年 3月28日	フェイス・ソリューション・テクノロジー株式会社松山支店 松山市南江戸二丁目9番17号 せとかんビル3F	22,161,600円	一般競争入札	平成29年 2月14日

○愛媛県告示第420号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項の規定により、次のとおり登録研修機関の登録をした。

平成29年 4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録を受けた者		かくだん 喀痰吸引等研修の業務を行う事業所		登録年月日	かくだん 喀痰吸引等研修の課程
名 称	住 所	名 称	所 在 地		
株式会社アドバンス・アクティブ	大阪府大阪市中央区常盤町2丁目3-16 高木産業ビル502号	株式会社アドバンス・アクティブ 神戸営業所	兵庫県神戸市中央区元町通6丁目8-10 山端ビル2F	平成29年 4月5日	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）別表第1第1号の基本研修及び同表第2号の实地研修並びに別表第2第1号の基本研修及び同表第2号の实地研修

○愛媛県告示第421号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成29年 4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	今治西部地区（今治市）	平成29年 1月31日

○愛媛県告示第422号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年 4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所
西条市小松町安井字ゲスケ乙146の12、字ジヨ乙144の5、乙144の6、小松町明穂字絹笠丙302の5から丙302の7まで、小松町大郷字白坪乙65の14、乙65の15
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 解除の理由

- 送電変電設備用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所
西条市丹原町寺尾乙89の21、乙89の22
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
送電変電設備用地とするため

○愛媛県告示第423号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年 4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
今治市朝倉上甲173、甲174、甲3055、乙89の1、乙89の6、乙89の9から乙89の12まで、乙89の15、乙89の16、乙89の18から乙89の21まで、乙89の25、乙745の1、乙749の21、乙749の22、乙762の1、古谷乙59の1、乙59の12、乙59の96から乙59の98まで、乙60の1、乙143の7、乙144の1から乙144の4まで、乙244の1、乙244の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第424号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年 4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宇和島市津島町山財5455（次の図に示す部分に限る。）、5458、5460、5462、5468、6228、6230、6232、津島町岩松乙194の1、津島町近家乙3の1から乙3の6まで、乙5の4、乙5の11、乙5の25
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
変更しない。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宇和島市津島町山財190から192まで、204、212から216まで、218、220、221、223、229、710から713まで、721、722、733から740まで、767、769、770、2947、2949、2972、2973、津島町増穂丁654の1
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
変更しない。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
 - 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宇和島市津島町坪井字上シデノ谷433、津島町高田己21の1、己21の3、己21の5、己21の8、己22の1、己22の2、己22の4から己22の6まで、己23の1、己23の2、己23の4から己23の6まで、己23の8
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
変更しない。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第425号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年 4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
平成13年 9月25日愛媛県告示第1571号（4及び5に係るものに限る。）
 - 2 変更に係る指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第426号

次のとおり落札者を決定した。

平成29年 4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
土砂災害情報相互通報システム構築詳細設計委託業務	愛媛県土木部河川港湾局砂防課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成29年 3月30日	パシフィックコンサルタンツ株式会社四国支社 香川県高松市紺屋町4番地10	14,904,000円	一般競争入札	平成29年 2月7日

○愛媛県告示第427号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成28年 8月8日から
平成29年 3月3日まで
- 3 作業地域 松山市保免地区

○愛媛県告示第428号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第

14条第2項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量、数値図化）
- 2 作業期間 平成28年10月25日から
平成29年 3月28日まで
- 3 作業地域 南宇和郡愛南町

○愛媛県告示第429号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第

14条第2項の規定に基づき、大洲市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（数値写真（デジタル）地上画素寸法16cm）
- 2 作業期間 平成28年 8月 1日から
平成29年 3月30日まで
- 3 作業地域 大洲市全域

○愛媛県告示第430号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成29年 4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
三第19号	新居浜市別子山甲482番地の3	新居浜市別子山支所	新居浜市別子山甲482番地の3	平成29年 3月31日

○愛媛県告示第431号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市高柳土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成29年 4月14日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 東 明 満	新居浜市新須賀町一丁目6番40号

○愛媛県告示第432号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 4月14日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 本 佑 造	新居浜市西泉町7番8号
"	白 石 初 太 郎	新居浜市徳常町3番11号
監 事	藤 田 幸 隆	新居浜市西喜光地町4番40号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 川 雄 三	新居浜市宮原町8番34号

"	宮 崎 和 郎	新居浜市徳常町9番29号
監 事	鈴 木 邦 宣	新居浜市星原町9番11号

○愛媛県告示第433号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市上泉川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 4月14日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	山 内 和 雄	新居浜市星原町9番15号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	鈴 木 邦 宣	新居浜市星原町9番11号

○愛媛県告示第434号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市角野土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 4月14日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 岡 功 男	新居浜市御蔵町 9 - 11
"	山 内 栄 一	新居浜市山田町 3 - 15
"	松 本 幸 久	新居浜市西連地町一丁目 6 - 46
"	渡 邊 恵 一	新居浜市中筋町一丁目 14 - 4
"	白 石 育 夫	新居浜市北内町三丁目 5 - 3
"	山 本 佑 造	新居浜市西泉町 7 - 8
"	石 川 雄 三	新居浜市宮原町 8 - 34
"	鈴 木 章 夫	新居浜市北内町一丁目 12 - 23
"	木 村 康 男	新居浜市北内町一丁目 7 - 26
"	小 野 光 廣	新居浜市吉岡町 13 - 32
"	渡 邊 敏 久	新居浜市角野新田町二丁目 5 - 20
"	本 田 甚 一	新居浜市角野新田町三丁目 5 - 16
監 事	眞 鍋 哲 哉	新居浜市中筋町一丁目 6 - 31
"	伊 藤 勝 正	新居浜市北内町二丁目 5 - 40

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 岡 功 男	新居浜市御蔵町 9 - 11
"	松 本 健 治	新居浜市篠場町 11 - 25
"	松 本 幸 久	新居浜市西連地町一丁目 6 - 46
"	渡 邊 恵 一	新居浜市中筋町一丁目 14 - 4
"	白 石 育 夫	新居浜市北内町三丁目 5 - 3
"	山 本 佑 造	新居浜市西泉町 7 - 8
"	石 川 雄 三	新居浜市宮原町 8 - 34
"	伊 藤 榮 基	新居浜市北内町一丁目 10 - 12
"	木 村 康 男	新居浜市北内町一丁目 7 - 26
"	小 野 光 廣	新居浜市吉岡町 13 - 32
"	原 國 紘	新居浜市角野新田町二丁目 7 - 16
"	本 田 甚 一	新居浜市角野新田町三丁目 5 - 16
監 事	白 石 徹	新居浜市北内町一丁目 12 - 18
"	眞 鍋 哲 哉	新居浜市中筋町一丁目 6 - 31

○愛媛県告示第435号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市上泉川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年 4月14日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

○愛媛県告示第436号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市洪水土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年 4月14日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

○愛媛県告示第437号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市神戸土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年 4月14日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

○愛媛県告示第438号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成29年 4月14日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	加 藤 章	東温市樋口244番地
"	植 杉 房 夫	東温市下林甲2466番地

○愛媛県告示第439号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市安城寺町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 4月14日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	芳之内 省 平	松山市安城寺町1286番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	渡 部 潤一郎	松山市安城寺町1229番地

○愛媛県告示第440号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市東長戸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 4月14日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	安 田 淪	松山市東長戸三丁目 3 番 7 号
"	岡 本 昌 人	松山市東長戸二丁目 9 番 36 号
"	門 屋 正 寛	松山市東長戸三丁目 1 番 5 号
"	高 松 宏	松山市東長戸三丁目 9 番 21 号
"	高 松 康 夫	松山市東長戸三丁目 7 番 37 号
"	永 田 博 道	松山市東長戸二丁目 10 番 5 号
"	安 田 裕 喜	松山市東長戸三丁目 2 番 5 号
監 事	五百木 公 紀	松山市東長戸三丁目 2 番 1 号
"	安 田 稔	松山市東長戸二丁目 10 番 24 号
"	高 橋 賢 三	松山市東長戸三丁目 9 番 18 号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	安 田 滄	松山市東長戸三丁目3番7号
"	岡 本 昌 人	松山市東長戸二丁目9番36号
"	門 屋 正 寛	松山市東長戸三丁目1番5号
"	高 松 宏	松山市東長戸三丁目9番21号
"	高 松 康 夫	松山市東長戸三丁目7番37号
"	高 松 寿 幸	松山市東長戸三丁目11番46号
"	安 田 裕 喜	松山市東長戸三丁目2番5号
監 事	仲 田 理 男	松山市東長戸三丁目3番8号
"	永 田 時 雄	松山市東長戸二丁目11番23号

○愛媛県告示第441号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市勝岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 4月14日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 野 勝 利	松山市勝岡町1268番地2
"	大 野 信 良	松山市勝岡町1288番地4
"	柳 原 計 介	松山市勝岡町2573番地1
"	植 木 駒 夫	松山市勝岡町2558番地
"	岡 本 邦 久	松山市勝岡町2511番地
"	大 野 信 哉	松山市勝岡町1287番地
監 事	植 田 允 子	松山市勝岡町1092番地
"	原 運 久	松山市勝岡町2535番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 野 勝 利	松山市勝岡町1268番地2
"	大 野 信 良	松山市勝岡町1288番地4
"	柳 原 計 介	松山市勝岡町2573番地1
"	植 木 駒 夫	松山市勝岡町2558番地
"	岡 本 邦 久	松山市勝岡町2511番地
"	大 野 信 哉	松山市勝岡町1287番地
監 事	岡 本 正 博	松山市勝岡町2611番地
"	原 運 久	松山市勝岡町2535番地

○愛媛県告示第442号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市太山寺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 4月14日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 田 克 己	松山市太山寺町1733番地4
"	岡 本 成 峰	松山市勝岡町2550番地
"	渡 部 逸 人	松山市太山寺町1481番地1
"	木 本 健 郎	松山市太山寺町1865番地1
"	鶴 高 晴 耕	松山市太山寺町1548番地
"	山 崎 謙 二	松山市太山寺町1326番地1
"	門 間 修 二	松山市太山寺町570番地2
"	武 智 清 二	松山市太山寺町541番地
"	須之内 勝	松山市太山寺町1409番地2
"	山 口 数 広	松山市太山寺町2281番地3
"	山 先 久 志	松山市古川北二丁目6番31号
"	藤 井 公 平	松山市勝岡町2676番地
監 事	小笠原 謙 二	松山市勝岡町2543番地
"	山 田 康 人	松山市太山寺町1363番地
"	上 森 貴	松山市太山寺町1108番地10

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 井 公 平	松山市勝岡町2676番地
"	木 地 照 雄	松山市太山寺町1201番地2
"	森 田 克 己	松山市太山寺町1733番地4
"	山 口 数 広	松山市太山寺町2281番地3
"	井 上 茂	松山市太山寺町1310番地
"	木 本 健 郎	松山市太山寺町1865番地1
"	武 智 重 明	松山市太山寺町566番地2
"	岡 本 成 峰	松山市勝岡町2550番地
"	上 森 貴	松山市太山寺町1108番地10
"	渡 部 逸 人	松山市太山寺町1481番地1
"	門 間 隆 幸	松山市太山寺町585番地
"	須之内 勝 志	松山市太山寺町1360番地2
監 事	柳 原 寛 信	松山市勝岡町2575番地3
"	和 田 泰 広	松山市太山寺町2417番地2
"	須之内 勝 広	松山市太山寺町1349番地

○愛媛県告示第443号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市久保田土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成29年 4月14日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
監 事	小 原 博 政	松山市久保田町356番地	松山市久保田町331番地1

○愛媛県告示第444号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松野町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年 4月14日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	加 藤 康 幸	北宇和郡松野町大字蕨生611番地

○愛媛県告示第445号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 4月14日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 裕	大洲市徳森1989番地 7
"	武 田 康 秀	大洲市大洲209番地 2
"	大 野 新 策	大洲市阿蔵甲218番地 1
"	西 野 洋 一	大洲市若宮826番地 1
"	長 岡 弘 幸	大洲市徳森668番地の 1
"	堺 勝 俊	大洲市平野町野田63番地 2
"	岩 田 清 一	大洲市野佐来344番地
"	西 山 岩 男	大洲市菅田町菅田甲1182番地の 1
"	西 村 豊	大洲市菅田町宇津甲1521番地
"	山 下 勝 利	大洲市成能甲1180番地
"	胸 福 壽 男	大洲市柳沢甲1045番地
"	村 上 晃 一	大洲市新谷甲505番地
"	古 河 賢 一	大洲市喜多山丙36番地 2
"	大 野 謙 一	大洲市春賀甲997番地
"	後 藤 武 薫	大洲市八多喜町甲2178番地
"	武 内 光 一	大洲市上須戒甲216番地
監 事	丸 山 芳 昭	大洲市西大洲甲159番地の 3
"	大 谷 壽 昭	大洲市稲積10番地第 7
"	水 元 庄 一	大洲市柳沢乙1407番地 4

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 裕	大洲市徳森1989番地 7
"	武 田 康 秀	大洲市大洲209番地 2
"	大 野 新 策	大洲市阿蔵甲218番地 1
"	西 野 洋 一	大洲市若宮826番地 1
"	矢 野 猪三夫	大洲市東大洲61番地 2
"	平 田 光 宏	大洲市平野町野田2105番地
"	大 谷 壽 昭	大洲市稲積10番地第 7
"	西 山 岩 男	大洲市菅田町菅田甲1182番地の 1
"	西 村 豊	大洲市菅田町宇津甲1521番地
"	山 下 勝 利	大洲市成能甲1180番地
"	胸 福 壽 男	大洲市柳沢甲1045番地
"	村 上 晃 一	大洲市新谷甲505番地
"	古 河 賢 一	大洲市喜多山丙36番地 2
"	窪 田 亀 一	大洲市春賀甲1200番地
"	後 藤 武 薫	大洲市八多喜町甲2178番地

"	山 本 虎 夫	大洲市上須戒乙675番地第 2
監 事	上 田 繁 弘	大洲市西大洲甲587番地
"	河 村 清 史	大洲市森山甲23番地
"	矢 野 顯太郎	大洲市多田甲949番地

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年 4月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

初動捜査支援システムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

初動捜査支援システム一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成30年 3月 1日から平成37年 2月28日まで

(5) 借入場所

入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成29・30・31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2

電話 (089)934 0110

(2) 入札書の受領期限

- 平成29年 5月31日（水）午後 2時00分
- (3) 入札説明書の交付方法
 (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
 平成29年 5月31日（水）午後 2時00分
 愛媛県警察本部 2階 第一会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
 この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。
 なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- ア 受領期限
 公告の日から平成29年 5月23日（火）午後 5時15分まで。
- (4) 入札の無効
 2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に

- 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
 要
- (6) 落札者の決定方法
 この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be leased: A Supporting system for criminal investigation at the initial stage
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 31, May, 2017
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790-8573 Japan
 TEL 089-934-0110

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。
 平成29年 4月14日

愛媛県労働委員会

会長 村田 毅 之

愛媛県労働委員会あっせん員候補者名簿

氏 名	現 職 又 は 地 位	委員経歴	委嘱年月日
村 田 毅 之	愛媛県労働委員会会長 松山大学法学部教授	35期 39期～42期	平成27年 8月31日
大 野 圭 介	愛媛県労働委員会会長代理 弁護士	42期	〃
横 本 恭 弘	愛媛県労働委員会委員 特定社会保険労務士	42期	〃
小 田 敬 美	愛媛県労働委員会委員 愛媛大学法文学部教授	42期	〃
大 熊 伸 定	愛媛県労働委員会委員 弁護士	42期	平成28年 5月 9日
砂 田 篤 志	愛媛県労働委員会委員 愛媛県私鉄労働組合連合会副会長	40～42期	平成27年 8月31日
若 宮 強	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長・自治労愛媛県本部執行委員長	40～42期	〃
筒 井 克 巳	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長・U A センセン愛媛県支部長	41～42期	〃
杉 本 宗 之	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛会長	41～42期	〃
菊 池 順 子	愛媛県労働委員会委員 前連合愛媛女性委員会副委員長	42期	〃
仙 波 誉 子	愛媛県労働委員会委員 株式会社若本商会代表取締役社長	37～42期	〃

黒 田 周 子	愛媛県労働委員会委員 今治コミュニティ放送株式会社代表取締役社長	38～42期	〃
伊勢家 勝 正	愛媛県労働委員会委員 株式会社伊勢屋商店代表取締役社長	40～42期	〃
今 井 基 博	愛媛県労働委員会委員 株式会社住共クリーンセンター代表取締役社長	38・42期	〃
大 西 宏 昭	愛媛県労働委員会委員 愛媛県経営者協会専務理事	42期	〃
上 月 昌 志	愛媛県労働委員会事務局長		平成29年 4月 1日
大 西 信 治	愛媛県労働委員会事務局次長		平成28年 4月 1日
白 石 光 弘	愛媛県労働委員会事務局審査調整課長		平成28年 4月 1日